

未来を拓く区政経営を進める ～行政運営分野～

1 持続可能な区政経営を
行う 200

--	--	--	--	--



光が丘公園

1 持続可能な区政経営を行う

(1) 参加と連携による開かれた行政を進める

●主な広報出版物

1 ねりま区報

毎月1日号を12ページ組み、11、21日号を8ページ組み（1月1日号のみ4ページ組み）で発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場などで配布している。また、新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。平成26年度は36回、各回約25万部を発行した。また、「点字広報」とカセットテープ・デジター版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープ・デジター版CDによる「声のねりま区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。26年度は、25年度の区政の動きを中心に編集し、9月に900冊発行した。

4 わたしの便利帳

区のサービスや窓口・施設の利用方法などをまとめ、区政に関する必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。4年毎に全面改訂を行い、27年度は、全面改訂版を発行予定である。26年度は転入者向けの更新版を発行した。

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ・デジター版CD）を配布している。

5 練馬区暮らしガイド

外国語で区の手続・サービス・窓口の情報を提供するために、21年3月に英語版・中国語版・ハングル版各2,000部を発行し、希望する外国人住民へ配布している。

6 外国人向け広報

英語版、中国語版の広報紙を年4回（4・7・10・1月）発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布するほか、希望する外国人住民には郵送も行っている。26年度は、各回、英語版3,500部、中国語版3,500部を発行した。

練馬区の主な定期刊行物

平成26年度

発行物名	発行回数
ねりま区報	月3回
外国語版広報紙（英語・中国語版）	年4回
MOVE（男女共同参画情報紙）	年2回
練馬区の世帯と人口	毎月
消費者だより	年6回
ねりま産業情報「べがさす」	年3回
みどりのてびき	年6回
教育だより	年4回
ねりま白ばらだより（選挙啓発広報紙）	年2回
農業委員会だより	年3回
ねりま区議会だより	年4回

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供（パブリシティ）

区の施策や区内の催し、出来事など各種情報を、社会的信頼性、速報性、広範性などの点で優れている報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供し、区民に対する広報効果をより高めるよう努めている。平成26年度は、主要日刊紙と地元報道機関へ228件の情報を提供し、主要日刊紙およびテレビには102件の掲載・放映があった。

2 練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は12年4月から本格発信を開始し、22年2月に携帯サイトも併せて全面リニューアルした。

22年の全面リニューアル後からは、各種手続などをまとめた「暮らしのガイド」、区の方針や取組などを掲載した「区政情報」、区のあらましや観光情報などを掲載した「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載し、内容の随時追加および更新を行っている。23年9月からは、英語・中国語・ハングルへの自動翻訳を開始した。

また、25年7月からは、スマートフォンに対応した練馬区ホームページの運用を始めた。

練馬区ホームページに対する26年度アクセス件数は150,961,338件、訪問者数は延べ9,961,378人であった。

3 ねりま情報メール

22年7月から練馬区ホームページの更新情報やイベント情報などを中心に「ねりメール」を配信していたが、25年6月から「防災気象情報」「安全・安心情報」「区政情報」「緊急情報」を内容とする「ねりま情報メール」として新たに配信を始めた。「ねりま情報メール」の登録者数は、27年3月末現在で25,993人である。

4 ソーシャルメディアの活用

23年3月から、練馬区公式ツイッターを開始し、主に

防災関連情報、安全安心に関する情報を発信していたが、25年8月からは、区政全般の情報について発信している。

また、25年4月から動画共有サイトユーチューブを活用した区政情報を動画配信するほか、25年10月からは、区の魅力を発信する練馬区公式フェイスブックを発信している。

5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

区政などへの理解や関心を高めるため、19年5月から区民に身近なケーブルテレビを媒体に、区政情報や区内の出来事などを毎日3回放送している。当初は、毎月1回(1日)内容を更新していた。21年4月からは毎月2回(1日・16日)更新している。また、26年4月から、区内のイベント情報などを伝える「練馬区からのお知らせ」の内容については、月4回(1日・8日・16日・24日)更新している。

区ホームページおよび動画共有サイトユーチューブで動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでのDVDの貸出しや、広聴広報課での複写サービスを行っている。

6 庁内等モニター広告事業

区役所本庁舎および石神井・光が丘・大泉・関区民事務所にディスプレイを設置し、26年4月から区政情報および練馬区情報番組ねりまほっとライン、ねり丸アニメを放映している。

7 広報キャンペーン「Yori Dori Midori (よりどりみどり) 練馬」

「みどりの風吹くまちビジョン」の策定を契機に、27年3月から多彩な区の魅力を区内外に発信する広報キャンペーンを実施している。

練馬区は、みどり豊かで利便性の高い住宅都市であり、自然、歴史、文化、商業、農業などが息づく彩り豊かなまちである。PR映像の制作や多様なメディアの活用など、戦略的な広報キャンペーンを展開することで、練馬区の「住んでよし」「訪れてよし」のまちのイメージの拡大・定着を図っている。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づき、情報公開の総合的な推進を担う施設の一つとして、区政資料や行政文書を用いて情報公表・情報提供業務を行っている。

区民情報ひろばでは、区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売のほか、公文書の公開請求および自己情報の開示等請求の受付を行っている。

区民情報ひろば利用状況等 平成26年度

項目	件数等
区民情報ひろば利用者数	17,748人
インターネット利用者数	465人
区政資料等点数	12,726点
〃 貸出件数	66件
〃 貸出冊数	101冊
有償刊行物点数	132点
〃 販売点数	662点

区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物

刊行物の名称	価格
ねりま区報縮刷版(平成26年版)	1,200円
区民意識意向調査報告書(平成26年度)	1,100円
練馬区長期計画(平成22～26年度)総論編・基本計画編	700円
練馬区長期計画(平成22～26年度)実施計画編	200円
練馬区長期計画(平成24～26年度)後期実施計画編	100円
平和への架け橋 上巻	1,000円
平和への架け橋 下巻	1,000円
練馬区統計書(平成26年版)	800円
練馬区勢概要(平成26年版)	1,100円
ねりま60	2,500円
ねりま50年の移り変わり	2,500円
練馬区小史	1,100円
練馬区史 歴史編	8,300円
練馬区史 現勢編	9,800円
練馬区史 現勢資料編	6,400円
練馬の伝統野菜 練馬大根	900円
練馬の寺院(改訂版)	300円
練馬の神社	170円
練馬区の遺跡地図	100円
石神井城跡発掘調査の記録	50円
新版 練馬大根	1,100円
練馬の民俗 I	150円
練馬の民俗 III	100円
練馬を開いた人々	150円
練馬の記念碑	100円
ちょっと昔の道具たち	200円
「講」ってなあに?	200円
ねりまの昔ばなし	410円
御・鷹・場	600円
ふるさと練馬探訪	500円
鉄腕アトム放送50周年記念 アトムが飛んだ日	500円
第2期練馬区地域福祉計画	400円
練馬区福祉のまちづくり総合計画	400円
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300円
第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	390円
練馬区高齢者基礎調査報告書	630円
練馬区障害者基礎調査報告書	400円
練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画	500円
練馬区健康づくり総合計画	1,300円
練馬区地域医療計画	700円
花在れバこそ 吾れも在り	1,500円
練馬区都市計画図 1(用途地域等)	500円
練馬区都市計画図 2(都市施設等)	600円
練馬区都市計画マスタープラン全体構想	1,100円
練馬区都市計画マスタープラン地域別指針	1,000円
練馬区分譲マンション実態調査報告書	1,000円
施設整備マニュアル(建築物)	800円
練馬区管理道路等 路線番号図	1,000円
練馬区管理道路等 舗装種別図	1,000円
観察ガイド「ねりまの自然」	700円
練馬区次世代育成支援行動計画	600円
練馬区子ども・子育て支援事業計画	300円

●区政資料管理体制の整備

公文書は区民共有の財産であり、区政の主要な活動記録として将来の区民に引き継いでいく歴史的資料であるとの視点から、公文書のうち歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し利活用を図ることを目的として平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

22年度からは、実際に保存年限を満了する公文書から歴史的資料を選別・収集する作業を開始し、26年度は312件の公文書を収集した。

現在は、これら収集した公文書とあわせ、区の刊行物や写真資料を含めた歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進めている。

●情報公開と個人情報保護

区では区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。情報公開制度では、「知る権利」の具体化の一つとして、区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、各種の情報公表施策や情報提供施策を充実強化し、両者が相互に補完しあいながら機能することによって、その実効性の向上が図られている。

個人情報の保護については、急激なIT社会の進展や個人情報保護関連法の制定を受けて、より一層個人情報の総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

1 公文書の公開請求と処理状況

平成26年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表およびグラフのとおりである。

26年度における請求件数は1,177件であった。

また、公開率（文書の不存在と請求の取下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は99.8%で、「全部非公開」は2件であった。

26年度は、不服申立てはなかった。

なお、公文書の公開請求については、17年5月からインターネットでの受付を開始しており、18年4月からは、公文書の公開まですべての手続をインターネット上で行うことができるようになっている。26年度には延べ130人からインターネットを用いた公開請求があり、これは26年度の請求者総数（281人）の約46.3%であった。

公文書の公開請求件数と処理状況 平成26年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存拒否 応答否	取下げ
件	件	件	件	件	件	件
1,177	544 (0)	536 (0)	2	49	0	46

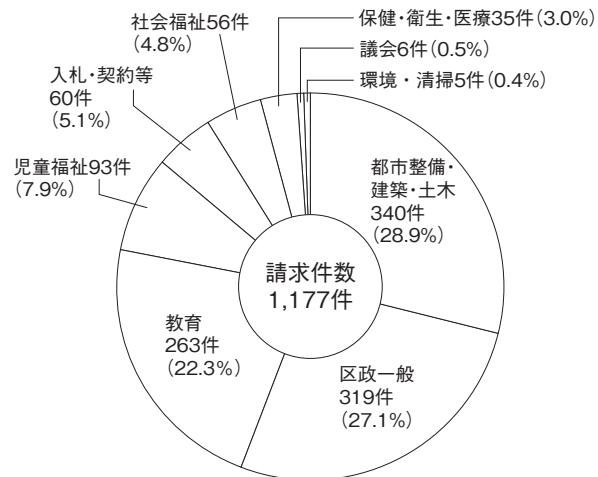
注：（ ）内は公益上の理由による裁量的公開件数を示す。

公文書公開請求の非公開の理由別件数 平成26年度

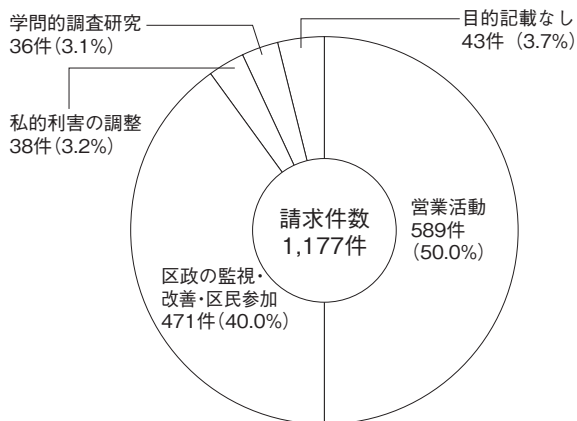
非公開とした理由（部分公開含）	件数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	428
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	262
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	2
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	1
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	65
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	0

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

公開請求のあった公文書の分野別件数 平成26年度



公文書公開請求の目的別件数 平成26年度



2 自己情報の開示等請求と処理状況

26年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

請求件数は110件で、25年度の434件と比較すると324件減少した。

26年度は、部分開示決定としたもののうち1件、不存在による非開示決定としたもののうち1件について、請求者から不服申立てがあった。

請求者	請求者数	請求件数
	人	件
区民	45	83
区民以外の者	12	27
計	57	110

区分	全部開示	部分開示	非開示			取下げ
			不存在	全部非開示	存否応答拒否	
開示請求	42	55	10	0	0	0

区分	応じる		応じられない	取下げ
	全部	一部		
訂正請求	0	0	1	0
目的外利用中止請求	0	0	1	0
外部提供中止請求	0	0	1	0

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

区では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べるができるほか、区の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。区は審議会の意見や答申を尊重し、区政に生かしている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されており、任期は2年である。審議会の会議は公開を原則としており、傍聴することもできる。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区では、区が行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの不服申立て（異議申立て）を公正中立な立場から審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。区は、審査会から出された答申を尊重し、不服申立ての内容を認めるかどうかを決定している。

審査会は、情報公開制度および個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されており、任期は2年である。審査会の会議は、個人情報などを取り扱うため、非公開である。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。平成26年度の受付件

数は1,548件であった（「モニターの声」15件含む。）。

このうち、個人が「区長への手紙」などにより行う要望・苦情等を個別広聴として受け付けている。「区長への手紙」は、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように区立施設と区内各駅に置いているもので、この手紙による受付は351件であった。このほか、一般郵便による受付が91件、電話や来訪等での受付が316件、電子メールによる受付が723件、ファクスによる受付が4件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として、個別広聴と区分して受け付けている。団体陳情の受付件数は48件であった。

2 区政モニター

区政への意見・要望等を継続的に聴くことにより、区民の意向を把握し、区政に反映させるため、区民の方々に区政モニターを委嘱している。第21期区政モニター（任期は25～26年度の2年間）は公募により90人、無作為抽出によって110人を選出した。

26年度は、アンケートを4回実施し、懇談会・施設見学会を1回開催した。

(1) アンケート

「練馬の農業について」「区民の情報通信技術の活用状況と区の施策について」「喫煙について」「放置自転車対策について」をテーマに実施した。

(2) 懇談会・施設見学会

区立防災学習センターの施設見学会を実施し、24人が参加した。

(3) 「モニターの声」

区政に関する意見要望等を随時寄せていただくもので、26年度は15件であった。

3 区長との懇談会

区政運営の新しいビジョンの策定に向け、区長が区民と区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、「区長とともに練馬の未来を語る会」を計11回開催し、442人が参加した。ビジョン素案の策定に先立って、子育て、介護、農業の各分野の方々、無作為抽出による若者や子育て世代の方々と意見交換を7回行い、74人が参加した。ビジョン素案発表後は、自由参加による会を4回開催し、368人が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は、2,500人である。

26年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「防災について」「防犯・防火について」「文化芸術・生涯学習について」「男女共同参画に関する意識と実態について」であった。

5 土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談窓口」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設し、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。土・日・休日区政案内の開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時まで予約無しで、電話や窓口で受け付けている。

26年度は、区の事務事業、催し等についての問合せが2,249件、申請書類等の配布・受領、区政以外の問合せ等が1,954件、区政に対する意見、要望、苦情が214件、法律相談等の専門相談の案内が45件であった。

6 広聴専門員

区民からの区政への苦情等に関する区の対応について、公正中立な立場から調査・検討し、区に意見を述べる広聴専門員（1名・弁護士）を19年度から設置している。任期は2年（25・26年度）である。

26年度の案件数は5件であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるにおいても行っている。

相談は無料で、一般区民相談を除き、各専門相談員が担当している。

また、外国人から申込みの際に求めがあれば、英語・中国語・ハンゲルの通訳を介して相談を行っている。

各種相談件数	平成26年度
相談名	件数
一般区民相談	16,081
法律相談	3,625
交通事故相談	189
身の上相談	356
税務相談	470
不動産取引事前相談	159
人権擁護相談	6
行政相談	119
表示登記（調査・測量）相談	54
暮らしと事業の手続	38
権利登記・供託相談	111
心の相談	291
合計	21,499

●参政の促進

練馬区の選挙人名簿登録者数は、平成27年3月2日現在、584,007人、23区中3番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

公職選挙法に基づく選挙

選挙名	選挙区	定数	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙		50		
都知事選挙	東京都	1	4	選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区 (東京都)	6 (127)		選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙*1	(小選挙区選出) 東京都(全国)	25 (295)		選挙期日 12日前まで
	(比例代表選出) 東京ブロック(全国)	17 (180)		
参議院議員選挙*2	東京都(選挙区選出)	10 (146)	6	選挙期日 17日前まで
	全国(比例代表選出)	96		
農業委員会委員選挙*3	練馬区	15	3	選挙期日 7日前まで

注：*1 練馬区における衆議院議員選挙小選挙区の区割りは、東京都第9区と、豊島区との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは別図を参照）。

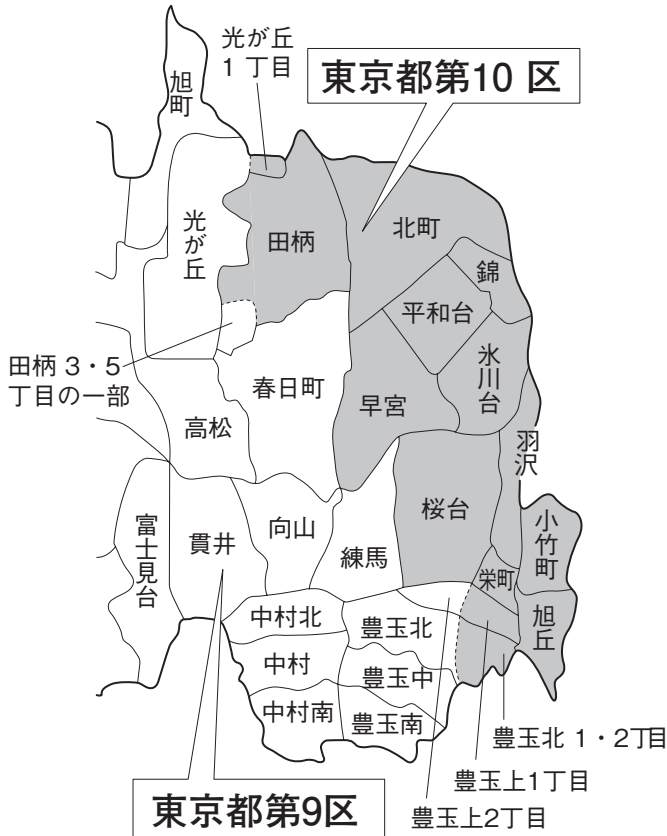
*2 参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。

*3 「農業委員会等に関する法律」に基づく選挙。公職選挙法の一部が準用されている。

住所地別の衆議院議員選挙小選挙区分

町名（丁目・番）	区分
旭丘 北町 小竹町 栄町 桜台 田柄1・2丁目 田柄3丁目14番～30番 田柄4丁目 田柄5丁目21番～28番 豊玉上1丁目 豊玉北1・2丁目 錦 羽沢 早宮 光が丘1丁目 氷川台 平和台	東京都第10区 〔豊島区との合区〕
上記以外の練馬区	東京都第9区

衆議院議員選挙小選挙区の区割り



期間は、23日という戦後2番目の短さであった。

●練馬区議会議員選挙

平成27年4月26日に練馬区議会議員選挙を執行した。昨年4月に区長選挙を執行したため、今回が初めて単独での区議会議員選挙となった。

区全体の投票率は42.73%で前回（23年）より2.60ポイント下回った。

●明るい選挙のために

区では、各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」137人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

●練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙

平成26年4月20日に練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙を執行した。区長の逝去により任期約1年を残しての区長選挙となり、同時に欠員となっていた区議会議員の補欠選挙も執行した。区長選挙における区全体の投票率は31.68%で前回（23年）より13.65ポイント下回った。

●農業委員会委員選挙

平成26年7月6日に農業委員会委員選挙が執行された（立候補者数が定数と同数だったため無投票）。定数は15人（任期は3年）。

なお、農業委員会委員選挙の選挙人名簿登録資格者は、区内に住所を有する満20歳以上でつぎのいずれかに該当するものである。

- (1) 10a以上の農地につき耕作の業務を営む者
- (2) (1)の同居の親族またはその配偶者で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方
- (3) 10a以上の農地の耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方

●衆議院議員選挙

平成26年12月14日に衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査が執行された。

練馬区全体の投票率は、衆院選（小選挙区）が54.75%で前回（24年）より8.67ポイント下回った。

任期を2年余り残しての突然の解散から投票日までの

選挙別当日有権者数・投票者数・投票率

選挙名・執行年月日		当日有権者数			投票者数			投票率		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
都議会議員選挙	25.6.23	570,673	277,674	292,999	258,403	124,836	133,567	45.28	44.96	45.59
参議院議員選挙	25.7.21									
東京都選出	※1	580,837	282,861	297,976	316,659	156,344	160,315	54.52	55.27	53.80
比例代表選出	※1				316,666	156,349	160,317	54.52	55.27	53.80
都知事選挙	26.2.9	575,424	279,910	295,514	275,787	135,650	140,317	47.93	48.46	47.42
区長選挙	26.4.20	567,886	275,957	291,929	179,884	85,716	94,168	31.68	31.06	32.26
区議会議員補欠選挙	26.4.20				179,802	85,680	94,122	31.66	31.05	32.24
農業委員会委員選挙	26.7.6	1,122	—	—	—	—	—	—	—	—
衆議院議員選挙	26.12.14									
小選挙区選出(東京都第9区)	※1	452,092	219,167	232,925	247,698	121,447	126,251	54.79	55.41	54.20
小選挙区選出(東京都第10区)	※1※2	131,474	64,452	67,022	71,799	35,976	35,823	54.61	55.82	53.45
比例代表選出	※1	583,566	283,619	299,947	319,502	157,424	162,078	54.75	55.51	54.04
最高裁判所裁判官国民審査		582,428	283,048	299,380	310,799	153,168	157,631	53.36	54.11	52.65
区議会議員選挙	27.4.26	570,403	276,544	293,859	243,757	115,967	127,790	42.73	41.93	43.49

注：農業委員会委員選挙は、立候補者が定数を超えなかったため無投票

※1 在外投票分を含む

※2 東京都第10区のうち練馬区分

選挙別・党派別得票率

選挙名・執行年月日		有効投票数	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	日本維新の会(維新の党)	次世代の党	みんなの党	無所属その他
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	
都議会議員選挙	25.6.23	254,456	37.65	16.26	9.21	12.27	—	7.98	8.62	—	8.01	—
参議院議員選挙	25.7.21											
東京都選出	※1	309,749	29.78	13.61	9.55	12.46	—	—	7.26	—	5.58	21.76
比例代表選出	※1	309,659	31.72	11.55	10.92	13.68	2.26	—	11.24	—	12.66	5.97
都知事選挙	26.2.9	272,377	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区長選挙	26.4.20	174,522	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区議会議員補欠選挙	26.4.20	172,319	40.45	—	8.29	15.27	—	25.44	—	—	—	10.55
衆議院議員選挙	26.12.14											
小選挙区選出(東京都第9区)	※1	240,038	51.39	—	—	21.19	—	—	27.42	—	—	—
小選挙区選出(東京都第10区)	※1※2	69,737	51.73	—	24.21	14.80	—	—	4.40	—	—	4.86
比例代表選出	※1	312,229	31.87	11.88	15.22	15.65	—	—	15.10	4.03	—	6.25
区議会議員選挙	27.4.26	238,700	33.52	17.31	7.32	11.70	0.99	5.64	2.71	—	—	20.81

※1 在外投票分を含む

※2 東京都第10区のうち練馬区分

(2) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した公法人である。

土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

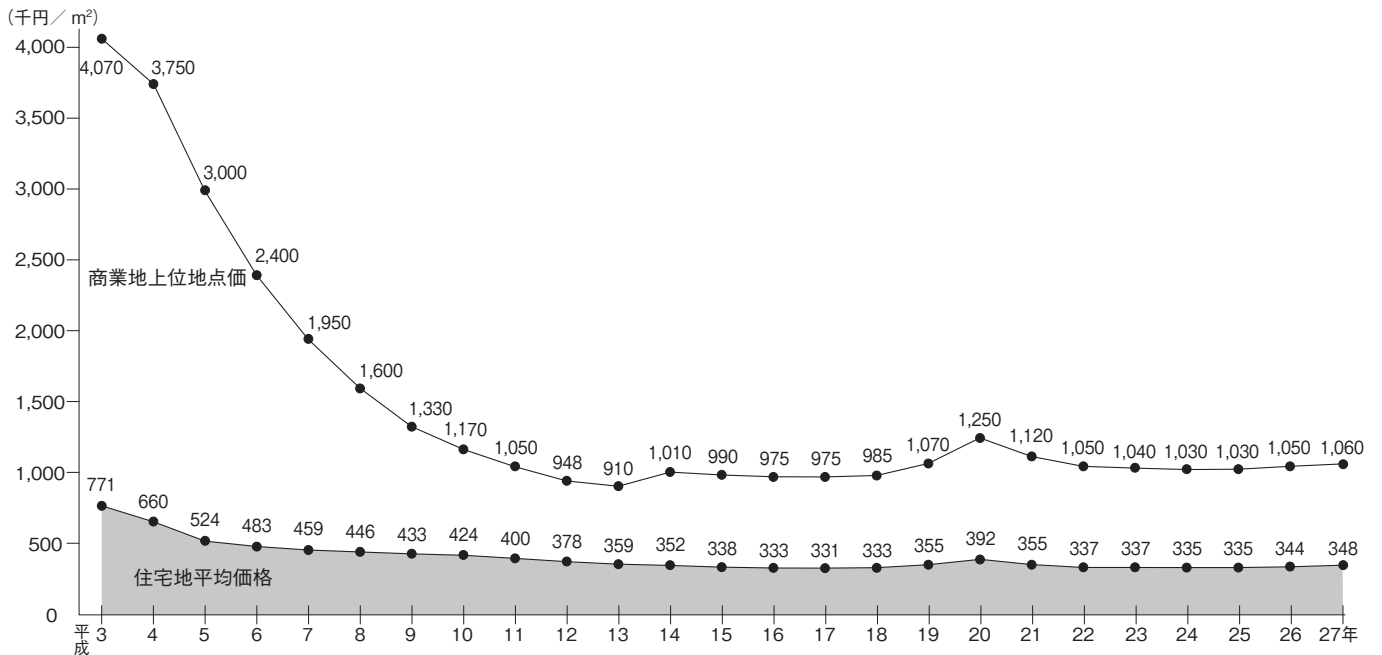
平成26年度の事業実績は土地取得が18,351.02㎡、売却が11,093.95㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

地価公示価格の推移（各年1月現在）



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

(3) 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする23特別区は、昭和22年に設置されたが、27年の地方自治法改正により、一般の市町村とは異なり東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

39年と49年の地方自治法改正により、保健所事務や福祉事務所事務などが都から移管され特別区の権限が拡大したが、依然として東京都の内部団体の位置づけのままであった。

平成6年9月、都と23特別区は、①特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づける、②清掃事業など住民に身近な事務を特別区に移管する、などを骨子とする「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」に合意し、制度改革の実現に必要な法令改正を国に要請した。

10年4月に都区制度改革関連法案は、「地方自治法等の一部を改正する法律」として国会において全会一致で可決され、12年4月1日に施行された。

この法改正により、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律で明確に位置づけられるなど、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

2 制度改革において残された課題

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

①「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分、②12年の移管時に反映されなかった清掃関連経費、③小中学校改築に対応する財源措置、④都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金、⑤国等の大きな制度改革に対応する財源配分、についてである。

これらについて、都区間の主張の隔たりは大きく、協議がまとまらなかったが、都区のあり方について新たな検討組織を設置することが合意された。

3 都区のあり方検討委員会

18年11月に都と23特別区は、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討委員会では、①都区の事務配分に関すること、②特別区の区域のあり方に関すること、③都区の税財政制度に関すること、などについて検討することとした。各々の検討状況については、つぎのとおりである。

①都区の事務配分については、検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目は区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24年2月に都区間で検討会を設置した。②特別区の区域のあり方については、都と区市町村が21年11月に共同設置した「東京の自治のあり方研究会」の検討結果を踏まえて検討することとしている。③都区の税財政制度については、都区の事務

配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしており、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

1 地方分権のあゆみ

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題となっている。

平成7年5月、地方分権推進法が成立した。同年7月、地方分権推進委員会が発足し、機関委任事務の廃止を始め、条例制定権の拡大などの勧告を政府に対して行った。それを踏まえ、政府は、10年5月、「地方分権推進計画」を策定し、法制化への取組を進め、12年4月、「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2 地方分権の更なる推進

18年12月、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革推進法が成立し、19年4月1日から施行された。同法に基づき、「地方分権改革推進委員会」が内閣府に設置され、政府が策定する地方分権改革推進計画作成のための第1次勧告から第4次勧告を行い、21年12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定された。主な内容は、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②国と地方の協議の場の法制化、③今後の地域主権改革の推進体制、となっている。

21年11月には、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため「地域主権戦略会議」が設置され、22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。

23年には「地方分権改革推進計画」「地域主権戦略大綱」を受けて「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（5月、第1次一括法）（8月、第2次一括法）」が公布され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲などが図られるとともに、国と地方の協議の場が法制化された。25年3月には地域主権戦略会議が廃止され、「地方分権改革推進本部」が設置された。同年6月には「第3次一括法」が、26年6月には「第4次一括法」が、27年6月には「第5次一括法」が公布された。

また、地方の発意に根差した新たな取組を推進するため、地方分権改革に関する「提案募集方式」が26年から導入された。

今後区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等更なる地方分権の推進と、事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

●区政改革の推進

「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬区をめざして～」では、人口減少や「超」超高齢社会の到来など、これからの社会が「新しい成熟社会」であ

ることを基本認識としている。区政は、モデルなき未知の時代に直面し、これまで経験したことのない状況への対応を迫られている。社会の変容が進み、地域社会のあり様や住民の意識も変わりつつある。新しい時代にふさわしい練馬の自治を創造し、住民参加・協働を進めていくことが求められている。

また、都市基盤整備の遅れの解消など、従来からある練馬区特有の重要課題にも引き続き取り組む必要がある。

このような複合的で大きな転換期にあたり、区政は、新時代の自治体へと自ら改革していかなければならない。あわせて、それを担う職員の意識を住民本位に変革していくことが不可欠である。

区政改革計画は、ビジョンの戦略計画18「新しい成熟都市に向けた区政の創造」を具体化し、区政を根本から見直して改革するための考え方と取組を明らかにするものとして策定する。

平成27年6月に公募区民、学識経験者および企業経営者などで構成する区政改革推進会議を設置し、年度内に計画を策定する予定である。

【参考】これまでの改革の取組

○ 行政改革実施計画（9年度～11年度）

徹底した経費の節減により、財政効果は約100億円

○ 第2次行政改革（12年度～14年度）

行政の一層の体質改善により、財政効果は約45億円

○ 新行政改革プラン（16年度～18年度）

持続可能な公共経営システムの確立を目指した取組により、財政効果は約117億円

○ 行政改革推進プラン（19年度～22年度）

行政改革の一層の推進と持続可能な行財政基盤の確立を目指した取組により、財政効果は約61億円

○ 行政改革推進プラン（23年度～26年度）

区民本位の効率的で質の高い行政を目指した取組により、財政効果は約17億円（25年度まで）

●職員の能力向上を図る

1 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、平成16年3月に策定した「練馬区人材育成ビジョン」および17年3月に策定した「練馬区人材育成実施計画」に基づき、様々な人材育成に関する取組を行ってきたが、区政を取り巻く状況の大きな変化を受けて、新たな職員育成の指針として、22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。これは、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、区民の負託に応えていくためのものである。現在、この指針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるための様々な取組を実施している。

2 職員研修

区では、昭和52年7月、他区に先駆けて職員研修所を設け、職員の能力向上に積極的に対応している。現在、23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等

と連携、補完しあいながら、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は、職員の階層別実施する「職層研修」、各種の知識・技能を修得し職務遂行能力を高める「実務研修」、「特別研修」、各職場や職員の自発的な取組を支援する「能力開発支援」等に大別できる。

(1) 職層研修

主に採用年次に区職員として必要な知識を身につける「新任研修」、主任主事選考合格者に係るリーダー的役割を認識させる「主任主事研修（合格時）」、係長昇任選考合格者に監督者としての職責の自覚と職員育成を考える契機とさせる「係長研修」等を実施した。さらに課長職の職員に対しても、管理職として必要なリーダーシップ等を学ぶ「管理職研修」を実施した。また、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施した。

(2) 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「文書実務研修」等を実施した。また、平成17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を引き続き実施している。

(3) 特別研修

職務を効率的に進めていく上で必要な知識や技能等を修得するために、「CS・接遇向上」、「プレゼンテーション」、「ロジカルシンキング」等の研修を実施した。

(4) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修支援」、「職場研修支援」および「担当課企画研修支援」を実施した。

(5) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、あわせて職員の意欲向上や職場の活性化につなげた。

研修受講者数 平成26年度

研修機関	受講者
練馬区職員研修所	人 5,836
〔職層研修 実務研修 特別研修 能力開発支援〕	1,493
	916
	484
	2,943
特別区職員研修所	588
第四ブロック研修会	36
計	6,460

3 窓口サービスの向上

区民の満足度を高めるため、21年5月に作成した「窓口サービス向上のための手引」に沿って、各職場が

PDCAサイクルに基づく自主的な取組を行うことにより、全庁的な窓口サービスの向上を推進している。

4 職場環境の向上

職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるため、健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

●職員報の発行

区職員全員を対象として、区政への理解と互いの交流を深め、より質の高い区民サービスを実施するため、年4回発行している。なお、平成16年4月から、紙版からWeb版に変更した。

●施設の適切な管理・活用

1 区役所会議室

区では、区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。

区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、平成26年度は延べ1,371件の利用があった。

2 区立施設等の計画的な維持管理・更新

区では、これまで人口の増加や区民ニーズに対応して、施設建設を進めてきた。

これらの施設は、時間の経過とともに老朽化が進み、大規模な改修や改築が集中することになるため、計画的な改修・改築が必要となっている。

今後、少子高齢化など社会経済情勢の変化を見据え、限られた財源の中で、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化、区民ニーズに合わせた機能の見直しを図ることが求められている。

区では、18年1月に「区立施設改修改築計画」を、22年3月に「第二期区立施設改修改築計画」(22年度～26年度)を策定し、財源の有効活用と費用負担の平準化を図りつつ、施設の計画的な維持保全および改修改築を進めてきた。

27年度以降の区立施設の改修・改築については「みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」において、27～29年度の3か年に改修・改築の対象となる施設数と事業費を明らかにした。

3 公共施設等総合管理計画

26年4月、総務省は地方公共団体に対し、インフラも含めた全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請した。

区では、「練馬区施設白書」(25年2月)において、区立施設の27～36年度の改修・改築費用を2,100億円と推計し、全ての施設を現状のまま維持し続けることは困難であることを明らかにしている。これを踏まえて、公共施設の適正配置、複合化、長寿命化や維持管理の効率化を視野に入れた検討を行うとともに、道路、橋梁などのインフラの適切な維持管理、長寿命化など

を検討し、区の現状・特性を踏まえた計画を28年度までに策定する。

4 関越高架下活用計画

高架道路下の活用について国が「積極的な利用を認める方針」へと転換したことから、区は関越自動車道高架下の空間を活用して、地域での利便性の向上とまちの活性化を目的とした「関越自動車道高架下活用計画」を23年1月に策定した。

計画の概要は、大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの約1kmに渡る区間に、高齢者の健康増進施設(高齢者センター)、環境学習活動施設(リサイクルセンター)、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫などの施設を整備するほか、敷地内に歩行空間を確保するというものである。

25年1月、道路保有者である「日本高速道路保有・債務返済機構」により、区の活用計画に基づく「高架下利用計画」が策定された。

これを受けて25年度には施設建設懇談会を設置し、地域住民や施設利用者等の意見を聞きながら各整備予定施設の設計等を行い、26年9月に道路保有者から活用予定区間の占用許可を取得した。今後は、おおむね28年度までを目途に各施設の整備に取り組んでいく。

5 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。この制度は、15年6月の地方自治法の一部改正(同年9月施行)によって導入された。多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

区では、16年3月に策定した「委託化・民営化方針」に基づき、委託・民営化を進めている。この方針で定めた実施基準・検討手順に従って検討した結果、区立施設を委託する場合には、その管理について、原則として指定管理者制度を適用することとした。これは、民間事業者等のノウハウにより効率的な施設運営や区民サービスの向上が図れること、また、法制度上、事業者選定手続の公正性・透明性が担保され、区民への説明責任を果たしやすい仕組みとなっているためである。

27年3月31日現在、179施設で指定管理者制度を適用している。

●ICT(情報通信技術)活用による事務の効率化と区民サービスの充実

1 情報化の推進

社会における情報化の急速な進展を背景に、区では13年度の「練馬区電子区役所推進計画(13～15年度)」の策定をはじめとして、計画的に情報化を進めてきた。

現行の、「練馬区情報化基本計画（22～26年度）」では、①区民と区との情報共有・交流の強化、②区政の透明性と効率性の向上、③情報通信技術の変化に対する対応能力強化、④情報化における政策立案能力の強化、⑤情報化推進のための基盤強化の5つを目標に、各取組項目に取り組んだ。

24年度には、同計画の中間見直しを行い、多様な情報提供手段の活用およびハードウェア基盤の導入可能性の検討などを取組項目に加えた。

計画に基づき、災害対策の強化や経費の節減等を目的として、複数のシステムを共通のハードウェア上で運用する「練馬区共通基盤」を導入し、27年1月から運用を開始した。これは、27年1月からの3年間を第一期とし、この期間に更新を迎えるシステムを練馬区共通基盤に移行するものである。26年度は、第一期で計画している21システムのうち6システムが移行を終えた。

また、住民基本台帳や課税台帳など区の基幹となるデータを取り扱う住民情報システムについては、システムの更新に併せて、27年1月にシステム開発事業者が提供するクラウドコンピューティングサービスに切り替えた。

今後、27年度に策定予定の「練馬区情報化基本計画（27～31年度）」のもと、ICTの積極的な活用による区民生活の質の更なる向上や効率的な区政運営の推進を図るとともに、これまで区が取り組んできた情報セキュリティの強化をより一層推進していく。

2 情報セキュリティ対策の推進

情報化の推進により、利便性・効率性が向上していく反面、不正アクセス、ウィルス感染、盗難など、区の保有する情報資産への脅威も増大している。

この対策として区では、情報セキュリティに関する行動規範である「情報セキュリティポリシー」を15年4月に施行し、情報システムを安全に維持運用するための技術的対策や職員への意識啓発など、組織的なセキュリティ対策を推進してきたところである。

ICTの高度化に伴い、情報セキュリティを取り巻く環境も大きく変化する。このため、「情報セキュリティポリシー」を適時改正して対応してきた。20年4月の全面改正を経て、24年3月に改正した「情報セキュリティポリシー」では、以下の6つの主要施策を推進することとしている。

- ・情報セキュリティに関する教育および啓発
- ・情報セキュリティに関する自己点検
- ・情報セキュリティに関する監査
- ・情報セキュリティに関するリスクマネジメント
- ・情報セキュリティ事故の管理
- ・委託事業者等の管理

社会保障・税番号制度の開始を控え、今後とも、システム上の対策を始め全職員を対象とした研修の実施などの取組や、委託事業者や指定管理者などへの指導

監督により、区におけるセキュリティ対策を推進していく。

3 社会保障・税番号制度への対応

25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「番号法」）とその関連法が成立、公布された。番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。27年10月には区民一人一人に個人番号が付番され、28年1月に個人番号カードの交付および個人番号の利用開始が予定されている。

現在、区では、庁内の関係部署による検討組織において、番号制度の利活用に向けた検討を進めるとともに、情報システムの改修・整備に取り組んでいる。また、法の定める特定個人情報保護評価（個人のプライバシーに与える影響を予測したうえで、情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。）については、外部の専門家からなる特定個人情報保護評価等実施委員会を設置して、必要な点検を受けながら順次評価を進めているところである。

引き続き、国や他自治体等との連携を図り、個人番号および個人番号カードの利活用について更なる検討をしつつ、番号制度の円滑な導入を進めていく。

(4) 区税負担の公平性を確保する

●適正な賦課

住民税（特別区民税・都民税）申告が必要な個人の所得等を正確に把握し課税するため、各種調査や戸別訪問、申告勧奨等を行い、対象となる区民および事業所（特別徴収義務者）に、適正かつ自主的な期限内の申告・報告を指導している。加えて、他の税務機関（国税・都税）との連携を強化し、期限内申告を呼びかける広報活動等（区報・区ホームページ）にも積極的に取り組んでいる。

●確実な収納事務

財源の確保および税負担の公平性を確保するため、口座振替を積極的に推進するとともに、コンビニ収納、携帯電話から納付できるモバイルレジを実施し、現年分収納率の向上に取り組んでいる。また、滞納者に対しては、電話による納付案内を行う納税案内センターの設置や嘱託収納員による個別訪問など、状況に応じたきめ細かなアプローチにより、効果的な滞納整理を実施している。滞納者の担税力を的確に判断し、タイヤロック等差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより、高額・困難案件の解消を図っている。

特別区税収納率の推移

23年度	24年度	25年度	26年度
92.29%	92.46%	93.12%	93.92%

特別区税収納額の推移

23年度	24年度	25年度	26年度
59,580,711	60,442,748	61,609,767	62,985,596

(単位：千円 端数切り捨て)

特別区税滞納額の推移

23年度	24年度	25年度	26年度
4,518,649	4,443,209	4,040,055	3,676,002

(単位：千円 端数切り捨て)

(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

●区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化

区では、平成25年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定し、26年7月22日から、出張所を活用して区民事務所を2か所増設し、6区民事務所と11出張所の新たな体制に変更した。

6か所の区民事務所では平日午後7時まで、練馬区民事務所では毎週土曜日の午前9時から午後5時まで、窓口受付時間の拡大を図った。11か所の出張所では、事務効率の低下を踏まえ、住民票等の証明書発行や税金等の収納事務を取り止めた。一方、見直しを行った出張所近くの11郵便局窓口での証明書発行の委託化など、地域の事務サービスの水準を維持しながら、事務の効率化を進めている。

●自動交付機による証明書発行サービス

平成18年10月から、自動交付機による住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付を行っている（外国人の印鑑登録証明書は21年1月から、住民票の写しは24年7月から）。25年10月15日からは、特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書、納税証明書の交付を行っている。

自動交付機は、区民事務所・出張所のほか、練馬駅等に設置し、区内22台の運用を行っている。

利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

自動交付機で交付する証明書等 平成27年3月末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日 (ただし外国人については平成24年7月9日)	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日 (ただし外国人については平成21年1月5日)	1通200円
住民税の証明書	平成25年10月15日	1通200円

設置場所および利用時間

平成27年3月末現在

設置場所および台数	利用時間
本庁舎 2台 (練馬区民事務所)	平日 8:30~21:00 土日祝休日 9:00~17:00 ※ 年末年始および施設検日を除く。
区民事務所(練馬を除く5か所)および出張所(11か所) 各1台	
練馬駅 1台	
中村橋駅前 1台	
江古田駅前 1台	
石神井公園区民交流センター 1台	
設置総台数 22台	

自動交付機による証明書の交付状況

[単位：枚]

年度	住民票の写し			印鑑登録証明書			住民税の証明書		
	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率	自動交付機 交付枚数	全交付 枚数	占有率
23年度	136,349	356,668	38.2%	145,171	252,838	57.4%	—	—	—
24年度	147,321	362,948	40.6%	152,194	252,868	60.2%	—	—	—
25年度	170,932	421,328	40.6%	155,270	245,679	63.2%	4,810	127,304	3.8%
26年度	172,913	392,839	44.0%	157,481	232,655	67.7%	21,377	132,407	16.1%

※交付枚数は、無料分を除く

利用登録者数

	利用登録数
平成27年3月末現在	263,597人

●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月1日に完了した。その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

26年度の住所付定件数は2,627件であった。

(6) 医療保険等制度運営を行う

[1] 国民健康保険

●国民健康保険の役割と運営主体

病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、国民全員が必ず何らかの医療保険に加入しなければならない。わが国はこのような国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）となっており、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

●加入状況

区において国民健康保険に加入する世帯数は、年々減少傾向にあり、平成26年度末における加入世帯数は、前年度末よりも2,030世帯減の116,261世帯、被保険者数は5,553人減の180,972人である。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

(1) 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方のうち昭和19年4月1日までに生まれた方は、1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

(2) 療養費

被保険者証を提示せず医療機関で診療を受けたとき、医師の指示により、はり・きゅう等の治療を受けたり、治療用装具を作ったときなどにいったん全額自己負担した費用の保険給付相当分の払戻しを行う。

(3) 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

(4) 高額療養費

医療機関の窓口での支払（一部負担金）が一定額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

(5) 高額医療・高額介護の合算制度

国保・介護保険の両方の自己負担額がある世帯で年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

(6) その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円が支給される。

**高額療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方**

所得区分		現役並み所得	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
1か月の自己負担限度額	外来の限度額 (個人ごと)	44,400円	12,000円	8,000円	
	外来+入院 (世帯ごと)	80,100円+総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	44,400円	24,600円	15,000円
		4回目以降の限度額 44,400円		「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の申請が必要	

※75歳に到達する月(1日生まれの方を除く。)は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分		ア	イ	ウ	エ	オ
1か月の自己負担限度額	国保世帯全体	252,600円+総医療費が 842,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	167,400円+総医療費が 558,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	80,100円+総医療費が 267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	57,600円	35,400円
		4回目以降の限度額				
		140,100円	93,000円	44,400円	44,400円	24,600円

**高額介護合算療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方**

所得区分		現役並み所得	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
世帯の限度額		67万円	56万円	31万円	19万円

70歳未満の方

所得区分		ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額		176万円	135万円	67万円	63万円	34万円

【所得区分について】

- ① 現役並み所得・・・世帯内の国保加入者のうち、70歳以上で住民税課税所得金額が145万円以上の方が一人でもいる世帯。ただし、昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の加入者がいる世帯で、70歳以上の加入者全員の旧ただし書き所得(※)の合計金額が210万円以下の場合是一般世帯となる。
- ② 一般・・・現役並み所得、住民税非課税Ⅱ、住民税非課税Ⅰのいずれでもない世帯
- ③ 住民税非課税Ⅱ・・・世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
- ④ 住民税非課税Ⅰ・・・世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の世帯
(例)年金収入のみの場合、各々の収入が80万円以下
- ⑤ アの世帯・・・国保加入者の旧ただし書き所得(※)の合計が901万円超の世帯
- ⑥ イの世帯・・・国保加入者の旧ただし書き所得(※)の合計が600万円超～901万円以下の世帯
- ⑦ ウの世帯・・・国保加入者の旧ただし書き所得(※)の合計が210万円超～600万円以下の世帯
- ⑧ エの世帯・・・国保加入者の旧ただし書き所得(※)の合計が210万円以下の世帯
- ⑨ オの世帯・・・世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

※旧ただし書き所得：総所得金額および山林所得金額ならびに、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から住民税基礎控除額33万円を差し引いた金額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。

給付の内容 平成26年度

種 類	件 数 (件)	金 額 (単位：千円)
療 養 給 付 費	2,794,373	51,688,043
療 養 費	117,378	1,147,747
高 額 療 養 費	76,784	4,409,561
出 産 育 児 一 時 金	874	366,838
葬 祭 費	764	53,480
結核・精神医療給付金	43,232	48,691

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

被保険者の加入状況

年 度	世 帯 数	被保険者数	退職被保険者等
	世帯 (%)	人 (%)	人
平成22	123,021 (36.7)	199,108 (28.7)	6,092
23	121,170 (36.0)	195,080 (28.1)	5,840
24	119,620 (34.6)	190,839 (27.4)	5,181
25	118,291 (33.9)	186,525 (26.7)	4,360
26	116,261 (33.0)	180,972 (25.8)	3,381

注：①()内は練馬区全体に対する割合

②数値は、年度末のものを使用している。

③退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

保険料調定額および総医療費の状況

年 度	保 険 料 (調定額)			総 医 療 費		
	1人当たり	1世帯当たり	現年度調定額	1人当たり	1世帯当たり	総 額
	円	円	百万円	円	円	百万円
平成22	91,499	148,347	18,433	255,624	414,445	51,497
23	97,309	157,207	19,228	264,379	427,114	52,404
24	99,928	160,099	19,360	269,661	432,036	52,247
25	104,513	165,731	19,838	274,482	435,260	52,102
26	106,858	167,292	19,728	279,974	438,313	51,688

注：①1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

③26年度の医療費の各数値は、27年6月末現在で把握しているものである。

●医療費

平成26年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、279,974円であり、前年度に比べ2%の増となっている。

●保険料

保険料は、医療分保険料および後期高齢者支援金分保険料、介護分保険料の合計である。3つの保険料はそれぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる。

このうち、特別区では平成23年度から、所得割額の保険料の計算を「旧ただし書き方式」に基づき行っている。旧ただし書き方式とは、世帯の収入から公的年金控除等の必要経費と住民税基礎控除を差し引いた段階の所得（旧ただし書き所得）に対して賦課する方式である。従来の住民税方式は住民税額に賦課する方式で、税制改正の影響を直接受け、所得の変動がないにもかかわらず保険料が前年度に比べて大幅に変動する場合があったため、旧ただし書き方式に変更した。

26年度の医療分保険料は、均等割額「被保険者1人につき32,400円」と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得×6.30/100」との合算額である。後期高齢者支援金分保険料は、均等割額「被保険者1人につき10,800円」と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得×2.17/100」との合算額である。介護分保険料は、均等割額「介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき15,300円」と所得割額「介護保険第2号被保険者の旧ただし書き所得×1.63/100」との合算額である。

この3つを合計して国民健康保険料として徴収する。

なお、それぞれに上限が設けられており、医療分保険料が51万円、後期高齢者支援金分保険料が16万円、介護分保険料が14万円である。

保険料収納率の推移（医療分）

年 度	現 年 分	滞納繰越分
	%	%
平成22	84.52	28.74
23	86.11	34.12
24	86.89	35.15
25	87.33	36.57
26	88.10	36.65

●財政状況

国民健康保険事業は、保険財政の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（42ページと48ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

平成26年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で691億円、対前年度比0.4%の減、歳出総額で685億円、対前年度比0.4%の減であった。

保険料収入は、収納努力により一時期の伸び悩んだ状況からは改善されつつあるが、依然として厳しい状況で

ある。加えて、高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続けているため、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対しても大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

区の国民健康保険が現在抱えている課題は、第1に保険料の収納率の向上、第2に医療費の適正化、第3に被保険者の資格の適正化である。

保険料収納率の向上については、目標収納率を始め各種収納対策を体系的にまとめた収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながらプランの進行管理を行っている。平成21年度からは、民間事業者への委託による電話・訪問催告を実施し、未納世帯との接触の機会を増やすことにより、未納の解消に努めている。

医療費の適正化については、保険医療機関等から提出されたレセプトの資格点検および内容点検を行い、記載内容に疑義があるレセプトについては、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、20年度から実施している特定健康診査・特定保健指導の被保険者への受診勧奨も行っている。25年度には、医療費の適正化を図ることを目的として「練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針（26年度～29年度）」を策定し目標値を定め、計画的に取り組むこととした。

被保険者の資格の適正化については、健康保険法の強制適用事業所に勤めている方・擬制世帯・住民税未申告世帯等に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

●保健事業

被保険者の健康の保持増進を目的として、各種の保健事業を行っている。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳の国民健康保険加入者に対して、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

ア) 特定健康診査		平成26年度
対象者数	受診者数	実施率
110,120人	46,910人	42.6%

イ) 特定保健指導

対象者数	終了者数	実施率
5,495人	356人	6.5%

注：ア、イともに法定報告値（27年5月末現在）による。

(2) 保養施設

近隣のホテル、旅館等20か所と協定を結び、割引料金であっせんしている。

平成26年度の利用は63件、延べ171人であった。

(上記の件数・人数は、21年度から利用可能にした後期高齢者医療制度の被保険者も含む。)

[2] 国民年金

●国民年金事業の運営

昭和34年に国民年金法が施行され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が実施された。

その後わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢社会へ移行しており、老後の生活の主柱となる公的年金制度の役割がますます重要になってきている。

こうした中で、人口の高齢化や社会経済状況の変化に対応できるよう、公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営していく基礎を確保することを目的として、国民年金法の一部を改正する法律により「基礎年金制度」が、昭和61年4月1日から実施された。この制度では、日本国内に住所がある方のうち、老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方や学生を除く、20歳以上60歳未満のすべての方が年金に加入することとなった。

その後、平成3年4月1日からは、これまで任意加入とされていた学生も強制加入となり、9年1月には公的年金共通の基礎年金番号制度が導入された。14年4月には地方分権一括法の施行により第3号被保険者に係る事務・保険料の徴収に係る事務などを国（社会保険事務所）が直接取り扱うこととなり、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行うことになった。また、17年4月には国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として特別障害給付金制度が創設された。

21年12月31日に社会保険庁が廃止となり、22年1月1日、日本年金機構が設立され、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担うこととなった。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方（外国人を含む。）が加入する国民の基本的な年金制度である。また、60歳から65歳までの方や海外に居住している日本国籍を有する20歳から65歳までの方も任意加入できる（昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格を満たせない方は70歳まで）。国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種

年金に必ず加入する方

加入者の種別	年 齢	対 象 者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	・日本国内に住所のある方で第2号・第3号被保険者以外の方（自営業者・学生など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。）※ただし、65才以降は老齢基礎の受給権を有しない方のみ、第2号被保険者となる。 ・共済組合員
第3号被保険者	20歳～60歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。）または共済組合員に扶養されている配偶者

類と任意加入被保険者に分かれている。

平成27年3月31日現在の練馬区の第1号被保険者は111,879人、任意加入被保険者は2,021人、第3号被保険者は54,113人である。

●保険料

保険料は平成17年度から将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。27年度の保険料は月額15,590円である。

なお、国民年金法の改正により、24年10月1日から過去10年間に第1号被保険者保険料の未納期間のある方が遡って納付できる「後納制度」が始まった。この制度の実施は27年9月30日までである。27年10月1日からはこれに替えて過去5年間に第1号被保険者保険料の未納期間のある方が対象となる「後納制度」が始まる。

また、保険料には免除制度があり、27年3月31日現在の免除者は、法定免除7,416人、申請免除（全額）9,770人、申請免除（4分の3）990人、申請免除（半額）660人、申請免除（4分の1）348人、学生納付特例12,204人、若年者納付猶予2,482人の合計33,870人で、第1号被保険者に対する割合は30.3%となっている。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。

●年金等の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金があり、このほかに寡婦年金、死亡一時金がある。国民年金制度創設時、すでに高齢だった方に支給する年金としては老齢福祉年金がある。福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められている。

平成27年3月31日現在、区の受給権者数は、老齢基礎年金127,595人、障害基礎年金7,862人、遺族基礎年金908人、老齢年金3,600人、通算老齢年金3,446人、旧障害年金174人、寡婦年金57人、老齢福祉年金17人である。また、26年度中の死亡一時金の受給者は106人である。今後、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は年々増加していくものと思われる。

なお、年金額の改定方法は、16年の年金改定によって、保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

年金に希望すれば加入できる方

任意加入 被保険者	20歳～60歳未満	・老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方
	20歳～65歳未満	・海外に住んでいる日本人
	60歳～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
	特例として 65歳～70歳未満	・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方（受給できる資格期間を満たすまで）

国民年金加入者の推移

各年3月31日現在

年次	種別	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
		人	人	人	人
平成23		116,469	56,338	2,758	175,565
24		114,958	54,954	2,589	172,501
25		113,169	54,867	2,307	170,343
26		113,368	54,183	2,103	169,654
27		111,879	54,113	2,021	168,013

年金額の推移

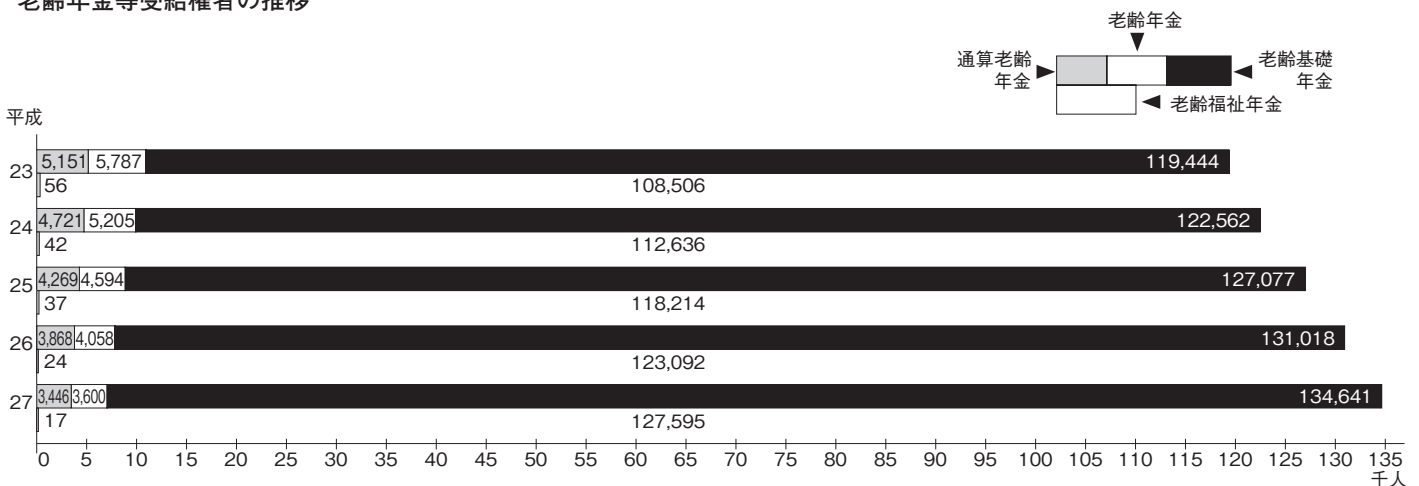
各年4月1日現在

年次	種別	老齢年金			障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 (子一人) 遺族年金
		福祉	基礎 (25年～40年)	拠出 (10年)		
平成23	円	円	円	円	円	円
	404,200 314,800	788,900	479,300	407,900	986,100 788,900	1,015,900
24	円	円	円	円	円	円
	402,900 314,400	786,500	477,800	406,700	983,100 786,500	1,012,800
25	円	円	円	円	円	円
	402,900 314,400	786,500	477,800	406,700	983,100 786,500	1,012,800
26	円	円	円	円	円	円
	395,900 312,000	772,800	469,500	399,600	966,000 772,800	995,200
27	円	円	円	円	円	円
	399,700 313,300	780,100	473,800	403,400	975,100 780,100	1,004,600

- 注：① 老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
 ② 障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害
 ③ 老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

老齢年金等受給権者の推移

各年3月31日現在



●後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月1日に老人保健制度から移行した。

1 制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。

【広域連合と区の役割分担】

- ・広域連合の事務
資格管理、医療給付、保険料賦課等
- ・区の事務
保険料徴収、申請等窓口事務等

2 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方、および65歳から74歳までの一定の障害があり広域連合から認定を受けた方。ただし、生活保護受給者等を除く。

被保険者数の推移

年度	被保険者数	対前年比
22	65,572	104.67%
23	68,205	104.02%
24	70,652	103.59%
25	72,263	102.28%
26	74,018	102.43%

3 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担である。

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額

所得区分	現役並み所得	一般	住民税非課税	
			区分Ⅱ	区分Ⅰ
窓口での一部負担金の割合	3割	1割	1割	
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと） 44,400円	12,000円	8,000円	
	入院および世帯の限度額 80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算(44,400円)*	44,400円	24,600円	15,000円

*（）内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額

【所得区分について】

- (1) 現役並み所得・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者
ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、旧ただし書き所得（右記参照）の合計額が210万円以下の場合は、1割負担。
また、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での一部負担金の割合を1割に変更する制度あり。
- (2) 一般・・・現役並み所得、区分Ⅰ・Ⅱ以外の方
- (3) 区分Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方
- (4) 区分Ⅰ・・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

4 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月に支払った後期高齢者医療の一部負担金在自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額（下表）を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

高額医療・高額介護合算療養費の負担区分と自己負担限度額

負担区分		後期高齢者医療+介護保険 世帯単位の自己負担限度額(年額)
現役並み所得		67万円
一般		56万円
住民税非課税	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

5 葬祭費

被保険者が死亡し、葬儀等を行ったとき、葬儀を行った方（喪主）からの申請により、7万円を支給する。

22年度から広域連合の給付事業となり、区は申請受付・給付事務について広域連合から委託を受け実施する。広域連合の支給額は5万円であり、従来の支給額との差額（2万円）は、区が上乘せして支給する。

26年度の支給実績は、支給件数3,590件、支給額251,250千円であった。

6 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対し、後期高齢者健康診査を行う。区は広域連合から委託を受け実施する。

7 保険料

被保険者一人ひとりが納める。26年度の保険料（年額）は、均等割額（一人42,200円）と所得割額（※旧ただし書き所得金額×所得割率8.98%）を足した金額。なお、保険料の均等割額・所得割率は、2年ごとに見直しを行う。※旧ただし書き所得とは、前年中の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

8 保険料の軽減

(1) 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額を基に、均等割額を軽減する。

(2) 所得割額の軽減

旧ただし書き所得58万円までの方は、所得割額を50%軽減する。また、東京都広域連合独自の措置として、旧ただし書き所得が15万円までの方は全額、同20万円までの方は75%の軽減を行っている。

9 保険料の特例

制度加入前日まで被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額が免除となり、均等割額が9割軽減される。

10 保険料の納付方法

原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、引き落とし対象年金（介護保険料が引き落としされている年金）の2分の1を超える方は納付書や口座振替で納める（普通徴収）。また、年金からの引き落とし（特別徴収）の方は、申請により口座振替を選択することができる。

●練馬年金事務所

練馬年金事務所は、区内に住所がある会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、児童手当の各制度についての業務を行っている。

近年、超高齢社会の到来を控え年金に関する期待と関心は大きく、来所者数も年々増加している。

また、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

1 健康保険

事業所に働いている従業員を被保険者とする医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

健康保険（協会管掌）の状況 平成27年3月31日現在

区 分	状 況
事 業 所 数	7,422件
被 保 険 者 数	37,335人
平均標準報酬月額	317,765円

資料：練馬年金事務所

2 厚生年金保険

健康保険と同じく、各種事業所に働いている従業員を被保険者として、老齢、障害、死亡などに関して、被保険者を始めその被扶養者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより、生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

厚生年金保険の状況

平成27年3月31日現在

区 分	状 況
事 業 所 数	8,060件
被 保 険 者 数	62,629人
平均標準報酬月額	317,365円

資料：練馬年金事務所

3 国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金の被保険者となり、老齢、障害、死亡などに関して、年金や一時金を給付することにより、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている制度である。取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

4 子供・子育て拠出金

児童を養育している父母等に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質向上を図る制度である。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。